

令和3年9月1日

特定非営利活動法人あるいていこう

保護者各位

理事長 吉川 公代

### コロナウイルス感染症の対応について

発熱の基準は、お子様により平熱が異なることから一概に基準を設けることは難しいですが、感染症法では、37.5度以上と定義しております。幼児は高熱に至りやすく体調の変化を起こしやすいことから、新型コロナウイルス感染症が終息していない現時点では、我が法人では発熱の目安を37.0度といたします。一方で、平熱に個人差があることについて留意する必要性があるため、日ごろから平熱が、37.0度を超えるお子さんについては、個別に事前情報をお伝えください。

- ① 来所前に、お子様の体温測定及び健康状態の観察を必ず行い、帳面記入をお願いします。※検温や健康観察はお休みの日や週末も継続して観察をお願いします。
- ② 来所前の体温測定において、**37.0度以上の発熱がある場合は**、児童発達支援センター、放課後等デイサービスの利用を控えてください。
- ③ 事業所内に入入りされる保護者の方も、家庭でお子様と一緒に検温を行い、発熱がないか確認してください。
- ④ 保護者の方が事業所に入入りされる際にはマスクを着用し、手指アルコール消毒を丁寧に行ってください。また、事業所に立ち入られる保護者の方の人数は、必要最低限の人数としてください。
- ⑤ お子様もマスクの着用をお願いいたします。必ず持参してください。
- ⑥ 来所後に37.0度以上の発熱がある場合は、**保護者の方にご連絡させていただきますので**、お迎えについてご協力をお願いします。

### 『同居家族の感染症の状況』

- ⑦ 同居家族に発熱等や体調不良の方がいる場合は、お子様の事業所の利用をお控えください。
- ⑧ 発熱した後に解熱した場合、解熱後24時間以上経過し、呼吸症状等が改善するまでは、事業所等の利用を控えてください。※解熱後とは？ 内服薬（アセトアミノフェン等）や坐薬（アンピバ坐薬等）を使用せず、解熱後24時間経過していることを言います。
- ⑨ 発熱がなく咳・鼻水等の呼吸症状がある場合は、無理をせず自宅での療養をお勧めします。呼吸症状が喘息等感染症のものではないと医師が判断した場合は来所することができますので、事業所等にお知らせください。
- ⑩ 同居家族が濃厚接触者と特定されるなど、PCR検査を受けることになった場合は陰性が確認されるまでは、お子様の利用をお控えください。
- ⑪ 同居家族、お子様がPCR検査を受けることになった場合は、事業所へ速やかに報告し、結果についてもご報告をお願いします。※陽性の場合関係機関と情報共有をさせていただくこともあります。

※ご家族のみの発熱により、来所ができないお子さんにつきましては、日頃からの遊びや取り組んでいく課題を提供いたします。

